



# IEEPA関税還付プロセスの解説 ～還付手続きを正しく理解する～

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課

2026年4月17日 ※4月23日一部修正

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください

# 1 | 還付対象は「IEEPAに基づいて徴収された関税」のみ

- 関税還付の対象となるのは、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税（相互関税やいわゆる「フェンタニル関税」など）。自動車・同部品や鉄鋼・アルミ・銅などに対する品目別関税は還付の対象外。

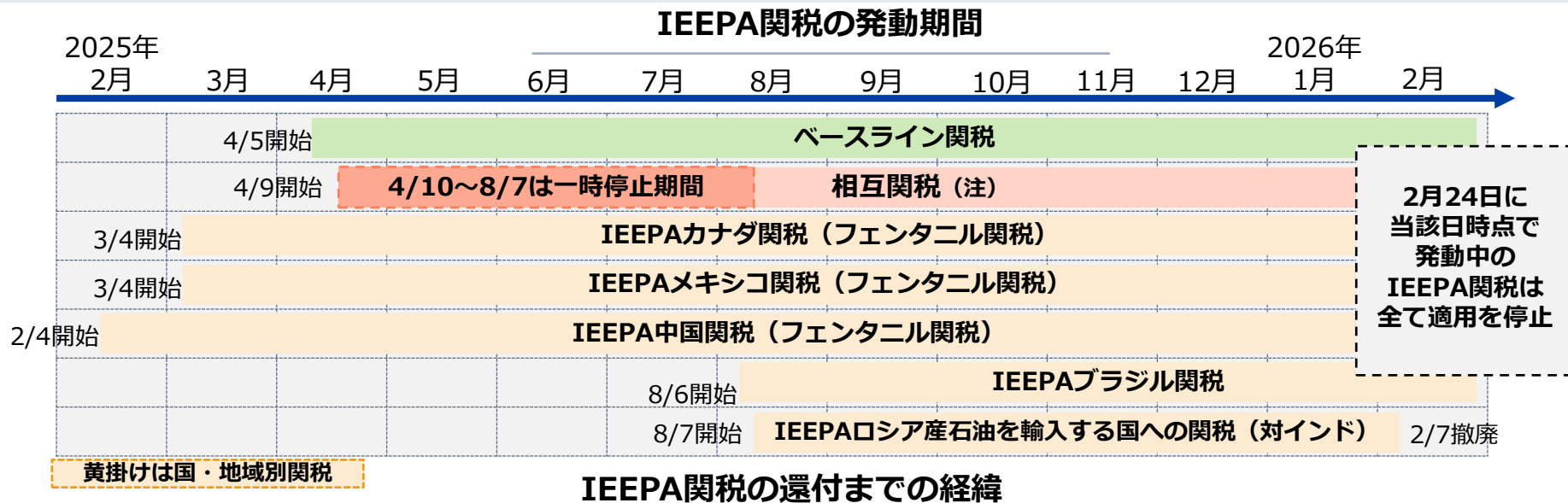
関税の種類	根拠法	概要	現状
ベースライン関税	国際緊急経済権限法（IEEPA）	ほぼ全ての国・地域に <b>10%の一律関税</b>	2026年2月20日の最高裁による無効化判決を受け、トランプ政権は <b>2月24日から関税徴収を停止</b>
相互関税		貿易赤字の大きい国・地域に個別に高関税	
国・地域別関税		中国、カナダ、メキシコ、ブラジル、インド（注）に追加関税、ベネズエラ、イラン、キューバに「2次関税」など	
122条関税	1974年通商法122条	全ての国・地域に <b>10%の一律関税</b>	IEEPA関税の一時的な代替措置として <b>2月24日に発動</b> （150日上限）
品目別関税	1962年通商拡大法232条	鉄鋼・アルミ、自動車・同部品、中・大型トラック・同部品、銅、木材、半導体、医薬品に追加関税等	継続

還付対象

還付対象外

## 2 | IEEPA関税の発動から還付まで

- 国際貿易裁判所（CIT）は3月4日、米税関・国境警備局（CBP）に対し、提訴していない企業も含めて、IEEPA関税の還付を命じた。関税の還付には、電子通関システム（ACE）を通じた、統合通関管理・処理システム（CAPE）での申請や自動決済機関（ACH）への関税還付用の米国銀行の口座登録が必要となる。



日付	事象
2月20日	連邦最高裁判所は、IEEPAに基づいて大統領が関税を課すことはできないと判断。
3月2日	連邦巡回区控訴裁判所は、還付手続きの複雑さなどを理由に、最高裁が判決を控訴裁に送付してからさらに90日間、執行命令を出さないようトランプ政権が行った要請を却下。CITに対して、IEEPAに基づく関税措置を無効と判断した判決を執行再開するよう指示。
3月4日	CITは、CBPに対して、IEEPAに基づく関税の還付を事実上命じた。CBPは以降、IEEPA関税還付に向けた進捗状況を4回にわたって報告。また、CITはのちに、清算後のIEEPA関税についても還付を命じた。

（注）中国に対する相互関税は、2025年5月14日から2026年2月24日まで一時停止措置が適用されていた。

（出所）米国税関・国境警備局（CBP）資料より作成、4月17日時点

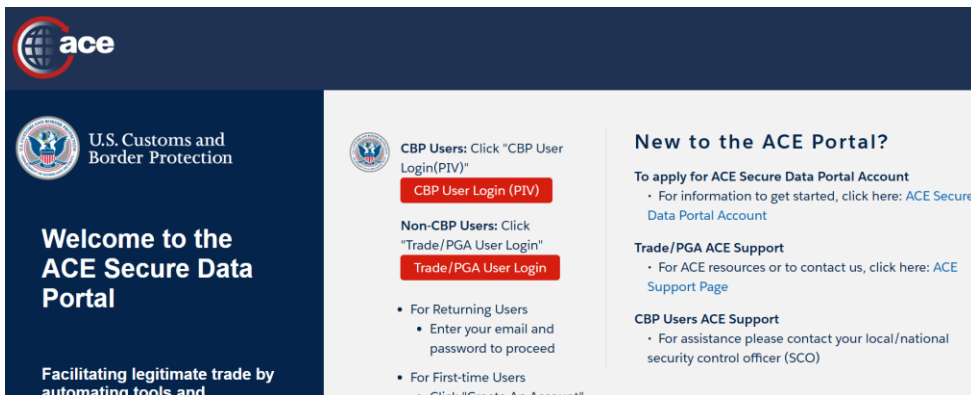
### 3 | 関税還付のステップ～まずはアカウント開設を

- 関税還付を申請するためには、電子通関システム（ACE）ポータルアカウントを登録し、輸入者サブアカウントを作成した上で、関税還付用の米国銀行口座の情報を追加する必要がある。
- 還付申請は、ACE内に構築されたIEEPA関税還付専用のシステムである「統合通関管理・処理システム（CAPE）」を通じて行う。

#### 関税還付に必要なステップ

ステップ	手順書など（英語）
ACEポータルアカウントの登録	<u>CBP手順書 (2025年10月)</u>
↓	
ACEポータルアカウントで 輸入者サブアカウントの登録	<u>CBPウェブサイト</u>
↓	
ACEポータルアカウントで 関税還付用の米国銀行口座を追加	<u>CBP手順書 (2025年12月)</u>
↓	
ACEポータル内のCAPEタブで 関税の還付を申請	<u>CBP手順書 (2026年4月)</u>

(出所) CBP発表資料から作成、4月17日時点



<https://www.cbp.gov/trade/automated>

## 4 | IEEPA関税の還付システム（CAPE）の概要

- 米税関・国境警備局（CBP）は4月10日と13日に、IEEPA関税の還付を行う**統合通関管理・処理システム（CAPE）**での還付手続きについて利用方法を通知し、米国東部時間4月20日午前8時から運用を開始するとした。単純な還付のみに対応するフェーズ1から開始する。還付のプロセスの概要は、以下の通り。

### IEEPA関税の還付プロセス

4/20のCAPE導入開始後、まずはフェーズ1のみが還付の対象  
フェーズ1の還付対象は、①未清算の輸入申告および②清算から80日以内の申告（注）



#### 申請者

輸入概要書の番号を記載した  
CSVファイルを提出  
※1度に9,999件まで記載可能

- ・ 記録輸入者（Importer of record : IOR）
  - ・ IORに代わって輸入概要書を提出した通関業者
- ※申請は在米の輸入者、通関業者のみ。在日本の企業が還付を申請する際には、取引先へ相談する必要。

#### 還付先



- ・ IOR
- ・ 元の輸入概要書で指定されている場合、通知先（Notify party）

- ✓ 払い戻しは自動決済機関（ACH）を通じて電子上で実施。
- ✓ 受取人は、払い戻し専用の米国銀行の口座情報をCBPに登録しておく必要
- ✓ 受取人が払い戻し用の銀行口座情報を登録していない場合は、ACEポータル経由で登録する必要

#### ACE内のCAPEのプロセス

##### ①申請（バリデーション・チェック）

- ✓ 申請されたCSVファイルにエラーがないか検証

##### ②一括処理

- ✓ IEEPA関税の課税対象となる米国関税分類番号（HTSコード）99章のコードに基づき、還付金額を再計算
- ✓ 利子も計算する

##### ③審査および清算・再清算

- ✓ CAPE申請の受理日から45日後に清算・再清算するよう設定
- ✓ IEEPA関税が削除された後、課税対象となるIEEPA関税の課税対象となるHTSコードを含まない関税額を再計算

##### ④還付

- ✓ 輸入者に対して一括して還付
- ✓ 財務省を通じた還付処理に要する追加の時間が含まれるため、通常はCAPE申請受理后60～90日以内に還付



（注）払い戻し請求中の申告、異議申し立ての対象となっている申告のほか、清算が確定している申告などはフェーズ1の対象外  
（出所）米国税関・国境警備局（CBP）から作成、4月17日時点

## 5 | 4月20日から開始するCAPEフェーズ1の対象範囲

- CBPが4月20日に運用開始予定のCAPE（フェーズ1）は、清算後80日以内の輸入申告が対象。
- 今後、CAPEの機能が拡張され、清算後80日超の輸入申告なども処理できるようになる見込み。次の開発段階の範囲と機能に関する発表時期は現時点で不明。

### 関税の納付・還付の仕組み

輸入者は通常、CBPに保証金を預託し、推定関税を支払う。

CBPは、最終的な関税額を確定する清算を行う。清算は輸入から1年以内実施され、通常は**輸入から314日後**に自動的に実施。推定関税額と清算額に差があれば、徴収または還付する。

CBPは、清算時の誤徴収または誤還付があれば、修正のために、**清算後、90日以内**に再清算を行うことができる。

輸入者は、**清算後180日以内**に「異議申し立て（Protest）」を行うことが可能。180日間のProtest可能期間を過ぎると、一般的に「最終清算済み」とみなされる。



CAPE 4/20「フェーズ1」対象範囲：輸入申告～清算後80日以内

※3月4日時点、CBPの3月6日の宣誓書に基づく

#### 【フェーズ1対象外の輸入申告】

- 調整（reconciliation）対象としてフラグが立てられた輸入申告および輸入申告タイプ09（調整申告）の輸入申告。
- ドローバック（drawback）の対象の輸入申告。
- 未解決の異議申し立て（protest）の対象の輸入申告。
- ACEに提出されていない輸入申告、およびACEに清算ステータスがない輸入申告。
- アンチダンピング関税（AD）、補助金相殺関税（CVD）の対象（商務省が清算指示を発行し、19 U.S.C. § 1504(d)に従って清算が保留されている）の輸入申告



## 6 | IEEPA関税還付～受け取りに向けた準備

- IORがIEEPA関税の還付を受けるためには、電子還付に関する暫定最終規則（IFR）に基づき、**事前の還付プログラム（ACH Refund program）への登録が必須**。また、IEEPA還付を請求するこれまでの輸入申告をまとめた**情報を整理しておくことが重要**。
- IORから取引先などへの還付の再配分は、各企業が取引先と協議し決定する必要がある。

### 電子還付に関する暫定最終規則（IFR）

- 2026年2月6日より、すべての還付は電子処理されるよう、**完全電子化済み**。これにより、IORが**IEEPA関税の還付を受けるには、事前の還付プログラム（ACH Refund program）への登録が必須**となる。
- CBPは、3月26日時点で、2万6,664の輸入者が登録を完了したと報告した。登録輸入者のIEEPA関税支払総額は1,200億ドルで、これにより全IEEPA関税支払総額の78%がカバーされるとしている。  
(参考) [ジェトロ・ビジネス短信「米税関、関税還付を2月6日から原則として全面電子化へ」（2026年1月8日）](#)

### 通商専門家の見解

#### ジェトロによるワシントンの通商弁護士事務所へのヒアリング（2026年3月12日）

- 「現時点で還付を受ける可能性がある輸入者にとって大事なことは、**これまでの輸入申告を見返して、還付される金額に漏れがないようにしておくこと**」
- 「**電子的に関税還付を受けられるよう必要な登録手続きを確実に済ませておくことも課題**」

#### 戦略国際問題研究所（CSIS）シニアアドバイザーのウィリアム・ラインシュ氏のポッドキャスト発言（2026年3月23日）

- 還付を受けるためには、2つのことを行わなければならない。
- 第一に、**支払額、支払製品、支払日などを記載したデータを揃える必要がある**。
- 第二に、税関はすべての還付を電子化している。**登録をしなければ関税を取り戻す方法はない**。

### 必要な情報とは？

CBPの公表する[IEEPA関税還付のFAQ](#)（4月15日最新版）によれば、還付請求に必要な情報は**（1）エントリーナンバー（輸入申告番号）および（2）還付請求品目リスト**。

ただし、実際に還付された金額の検証や、IORとの還付の再配分に関する協議などに備え、**IEEPA関税として支払った金額（輸入申告別・品目別）などの通関記録も用意しておくことが望ましい**。

## 7 | 今後の見通し

- 4月20日のCAPEフェーズ1運用開始後、5月上旬以降にフェーズ1における相互関税の還付申請期限が順次訪れる見通し。フェーズ2以降の運用開始時期は未定。
- 7月24日には122条関税の適用期限を迎える。この日までに、米国通商代表部（USTR）による301条調査の結果、新たな追加関税やそのほかの輸入制限措置が各国・地域に課される可能性。

### 2026年4月20日午前8時

CAPEフェーズ1運用開始

フェーズ1対象外の輸入申告（ドロワーバック請求中の申告や異議申し立て中の申告など）がいつ還付申請対象となるかは未定。CBPは「新たな機能が開発され次第、あらためて通知」と説明。

### 2026年4月下旬～5月上旬

1974年通商法301条に基づく調査に関する公聴会開催

（①強制労働製品の輸入禁止措置：4月28日～、②過剰生産能力：5月5日～）

### 2026年5月上旬

相互関税発動（2025年4月5日）から394日（関税清算までにかかる標準的な日数314日+CAPEフェーズ1の還付申請対象である清算後80日）経過  
フェーズ1における相互関税の還付申請の最短期限の目安

### 2026年7月24日

122条関税の適用期限

この日までに301条に基づく何らかの措置が発表される可能性あり。



（注）日時は全て米国東部時間。

（出所）米国政府発表資料から作成、4月17日時点

# 8 | 日本からの対米輸出に課される関税

- 米国連邦最高裁によるIEEPA関税の無効判決を受けて、トランプ政権は同日に1974年通商法122条に基づく課徴金（122条関税）を課す大統領布告を発表。2026年2月24日から適用。
- 関税率は原則、一般関税率（MFN税率） + 10%（2025年7月の日米合意に基づく15%の上限はなし）。

## 122条課徴金の概要

- 米国東部時間**2月24日午前0時1分から150日間（7月24日午前0時1分まで）10%の課徴金。**
- 輸入課徴金は、一般関税率（MFN税率）などに上乗せされる。
- ただし、以下は対象外。
  - 付属書I・IIに記載されている重要鉱物、通貨・地金に使用される金属、エネルギー・同製品、米国で生産などができない資源、牛肉・トマト・オレンジなどの農産物、医薬品・医薬品原料、特定の電子機器、乗用車・特定の小・中・大型トラック・バス・同部品、航空宇宙製品、手荷物など。
  - 1962年通商拡大法232条に基づく追加関税の対象品目。
  - 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす製品、ドミニカ共和国・中米・米国自由貿易協定（DR-CAFTA）の原産地規則を満たし無税で輸入される繊維製品・衣類。

## 日本に対する関税率

法的根拠	対象品目	税率	備考
1974年通商法122条	一般品目	一般関税率（MFN税率） + 122条課徴金10%	IEEPAを根拠にしていた相互関税上の取り決めである、15%の上限はなし
1962年通商拡大法232条	自動車・同部品関税の対象品目	一般関税率（MFN税率） 含め15%（ただし、一般関税率15%以上の場合は232条関税は課されない）	232条関税は、IEEPAと根拠法が異なるため、IEEPA関税を巡る訴訟の影響を受けない。また、232条関税対象品目は122条課徴金の適用対象外
	アルミニウム、鉄鋼、銅関税の対象品目	輸入申告価格全体の50%（ただし、特定品目については10~25%）	
	中大型トラック・同部品関税の対象品目	25%（ただし、バスなどは10%）	
	木材関税の対象品目	10~15%	
	半導体関税の対象品目	25%	
	医薬品関税の対象品目	一般関税率（MFN税率）	



(出所) 米国連邦政府発表資料を基にジェトロ作成

## 9 | CBP問い合わせ先

- IEEPA関税還付とCAPEに関する情報はCBPの特設ウェブサイトを集約されている。  
<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/trade-remedies/ieepa-duty-refunds>
- 関税還付に関する質問は、CBPにメールで問い合わせ可能。



IEEPA Duty  
Refunds website

### IEEPA関税還付に関するCBP問い合わせ窓口



- 技術的質問：[IEEPARefunds@cbp.dhs.gov](mailto:IEEPARefunds@cbp.dhs.gov)
- それ以外の一般的な質問：[traderelations@cbp.dhs.gov](mailto:traderelations@cbp.dhs.gov)



# ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部米州課

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

★ご相談は無料です★

世界の  
ビジネス関連情報  
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』  
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料  
メールマガジン  
『North American  
News Briefs』  
毎週配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list.html>

## ■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください

